

(仮称) 荒尾市・長洲町学校給食センター調理・配送等業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

令和4年9月に供用開始予定である、(仮称) 荒尾市・長洲町学校給食センターの調理・配送等業務において、民間事業者の優れた調理技術や衛生管理能力、業務の効率的な運営能力を積極的に活用するため、事業者の豊富な経験に基づく提案を受け、公募型プロポーザル方式による委託事業者の選定を実施する。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

(仮称) 荒尾市・長洲町学校給食センター調理・配送等業務

(2) 業務内容

(仮称) 荒尾市・長洲町学校給食センター調理・配送等業務仕様書のとおり。

(3) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(4) 契約期間

令和4年8月1日から令和9年7月31日まで

なお、契約日から令和4年7月31日までの間は準備期間とする。

(5) 見積限度額

本業務5年間の見積限度額は、金768,900,000円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額69,900,000円)までとし、各年度の見積限度額は次のとおりとする。

令和4年度 102,520,000円(令和4年8月から令和5年3月まで)

令和5年度 153,780,000円

令和6年度 153,780,000円

令和7年度 153,780,000円

令和8年度 153,780,000円

令和9年度 51,260,000円(令和9年4月から令和9年7月まで)

3. 参加資格

参加表明書提出期限の日現在において、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同令第167条の11において準用する場合も含む。)の規定に該当しないこと。
- (2) 国、地方自治体における工事請負契約及び委託契約に係る指名停止等の措置期間

でないこと。

- (3) 荒尾市契約等における暴力団等排除に関する措置要綱（平成24年告示第36号）第3条の規定に基づく排除措置等を受けていないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中でないこと。
- (6) 法人格を有し、事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (7) 厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」、文部科学省制定の「学校給食衛生管理基準」等に基づき、委託業務を遂行できる者であること。
- (8) 小学校又は中学校を対象とした学校給食の受託実績を5年以上有していること、かつ同一メニューを1回3,000食以上提供できる調理施設での調理業務の実績が5年以上あり、かつ現在も同規模以上の調理業務を受託していること。
- (9) 主たる営業所又は従たる営業所が、熊本県又は福岡県のいずれかにあること。
- (10) 製造物責任法（平成6年法律第85号）に基づく生産物賠償責任保険に加入している者であること。
- (11) (7)、(8)、(9)の要件を満たしている履行保証人を確保できる者であること。
- (12) 本実施要領の公表の日において、過去3年以内に食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業処分を受けていないこと。

4. 最優秀提案事業者選定の手続き

(1) 評価委員会の設置

最優秀提案事業者の選定に当たり、「（仮称）荒尾市・長洲町学校給食センター調理・配送等業務事業者評価委員会（以下「評価委員会」という。）」を設置する。

評価委員会委員の所属及び氏名は、最優秀提案事業者の決定前は非公開とする。

(2) 一次審査及び二次審査の実施

提案書の提出事業者が3者を超えた場合は、提案書の内容に基づき一次審査（参加資格審査・実績審査）を行い、上位3者について、二次審査（提案書及びプレゼンテーション審査）を行う。なお、提案書の提出事業者が1者の場合でも二次審査を行う。

(3) スケジュール

契約締結に至るまでの予定スケジュールは、表1のとおりとする。ただし、土曜日、日曜日など、荒尾市の休日を定める条例（平成3年条例第13号）第1条第1項各号に規定する市の休日には受付等を行わない。なお、このスケジュールは参加事業者の状況、審査の進捗状況等により変更する場合がある。

表1 契約締結までのスケジュール

番号	内容	期日
1	実施要領の公表	令和4年1月 4日 (火)
2	参加表明書の受付	令和4年1月 4日 (火) から 令和4年1月18日 (火) まで
3	質問書 (第1回) の受付 ※参加資格に関する質問	令和4年1月 4日 (火) から 令和4年1月11日 (火) まで
4	質問書 (第1回) に対する回答	令和4年1月14日 (金) 予定
5	参加資格の確認及び一次審査 (書類審査)	令和4年1月中旬から 令和4年1月下旬まで
6	提案書提出要請通知書の発送	令和4年1月25日 (火) 予定
7	質問書 (第2回) の受付 ※業務内容に関する質問	令和4年1月26日 (水) から 令和4年2月 1日 (火) まで
8	質問書 (第2回) に対する回答	令和4年2月 4日 (金) 予定
9	提案書の提出意思確認書の提出期限	令和4年2月 8日 (火) まで
10	提案書等の提出期限	令和4年2月15日 (火) まで
11	二次審査 (内容審査)	令和4年2月下旬予定
12	最優秀提案事業者の決定通知及び契約の締結	令和4年3月上旬予定

5. 説明会

説明会は、開催しない。

6. 参加表明手続

参加表明する者は、参加表明書 (要綱様式第1号) 及び下記の添付書類 (以下「参加表明書類」という。) を提出し、審査を受けるものとする。

なお、参加資格確認の基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

(1) 添付書類

ア 会社概要 (最新のもの。パンフレット等の使用も可)

イ 直近年度の決算資料

ウ 賠償責任保険契約が締結されている証明書の写し

エ 業務提案事業者 (企業) の業務実績等 (別記様式第3号)

※平成28年度以前に行政機関と契約締結した同種業務の事業実績 (1件)。

※平成29年度から実施要領の公表日までに、九州管内の行政機関と提供食数3,000食/日以上で契約締結した同種業務の事業実績及び内容 (最大5件)。

ただし、業務実績は、元請として実施したものを対象とすること。なお、業務

実績となるものはセンター方式のみとし、自校式は対象外とする。

※同種業務とは、調理業務及び配送業務をいう。PFI事業及び調理業務のみを記載しても構わないが、配送業務のみは業務実績とみなさない。

オ 納税証明書（参加表明した事業所等において、参加表明書を提出する日から前3か月以内に発行された証明書で、令和2年度の国税及び地方税の未納がないことを示すもの）

① 参加表明をした事業所が熊本県内にない場合（1種類）

・直前1年の営業年度の国税（法人税又は所得税及び消費税）の未納がない証明（写し可）

② 参加表明をした事業者が荒尾市外で熊本県内にある場合（2種類）

・直前1年の営業年度の国税（法人税又は所得税及び消費税）の未納がない証明（写し可）

・熊本県所管の事業税、自動車税（リースの場合は不要）その他県税の未納のない証明（写し可）

③ 参加表明をした事業所が荒尾市内にある場合（3種類）

・直前1年の営業年度の国税（法人税又は所得税及び消費税）の未納がない証明（写し可）

・熊本県所管の事業税、自動車税（リースの場合は不要）その他県税の未納のない証明（写し可）

・市税の未納がない証明（写し可）

カ 暴力団排除に関する誓約書

指定様式に必要な事項を記入し押印のうえ、提出すること。

キ 役員名簿

役職名、氏名、氏名カナ、性別、生年月日、住所を記載した役員名簿を提出すること。

(2) 参加表明書類の提出

参加表明者は、正本1部、副本10部を次のとおり持参又は郵送により提出すること。なお、参加表明書類は、(1)の添付書類一式をつづり込み、正本のみ表紙に業務名称及び提出業者名を記入すること。

※副本は提出業者名が特定できないよう黒塗り等の処理を行うこと。

ア 受付期間

令和4年1月4日（火）から令和4年1月18日（火）までとする。持参の場合は、荒尾市の休日を除く午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、期限内に必着とする。

イ 受付場所

事務局（荒尾市・長洲町学校給食センター協議会）

7. 質疑回答

(1) 質疑の受付

ア 受付期間

- ①参加資格に関する質問：令和4年1月 4日（火）から
令和4年1月11日（火）まで
- ②業務内容に関する質問：令和4年1月26日（水）から
令和4年2月 1日（火）まで

イ 質疑の方法

本業務について質疑のある者は、事務局の電子メールアドレス宛てに送信すること。送信にあたっては、表題を「調理・配送等業務委託についての質疑」とすること。

また、①参加資格に関する質問と②業務内容に関する質問とは分けて提出するものとし、質問書（別紙様式第1号、別記様式第2号）により提出すること。

なお、原則として、電子メール以外の方法による質問は受け付けない。質疑受付の終了時刻に関しては事務局における着信日時（午後5時まで）とし、受理しているかどうかの判断は事務局が行う。ただし、電話による受理確認は差し支えない。

(2) 質疑に対する回答方法

ア 回答期限

- ①参加資格に関する質問：令和4年1月14日（金）
- ②業務内容に関する質問：令和4年2月4日（金）

イ 回答方法

回答期限までに回答可能なものから随時、荒尾市のホームページにて回答を掲載する。なお、本業務に直接関係のある質問にのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

8. 一次審査（書類審査）

参加事業者数が3者を超える場合は、事務局にて業務実績に関する書類審査を実施する。

(1) 審査予定時期

令和4年1月中旬から令和4年1月下旬

(2) 評価方法

表2に基づき、提出書類（参加表明書類）の内容を評価する。下位が同点により複数あった場合は、調理業務及び配送業務、PFI事業のみ、調理業務のみの順により実績を重視する。

表2 一次審査の評価項目及び配点

評価項目	評価基準	配点
業務実績	類似又は関連する業務実績をどの程度有しているか。 ①企業の業務実績	20点
	調理業務及び配送業務 1契約につき4点 PFI事業のみ、調理業務のみ 1契約につき2点	
一次審査合計点		20点

9. 提案書の提出要請及び提出意思の確認

(1) 提案書の提出要請

参加資格の確認及び一次審査の結果に基づき、提案書の提出を要請する事業者を選定し、令和4年1月25日(火)に「提案書提出要請通知書(要綱様式第2号)」を発送する予定である。通知のなかった者は、提案書の提出はできないこととする。

(2) 提出意思確認書の提出

提案書の提出要請通知を受けた者は、提案書の提出意思の有無にかかわらず、持参又は郵送により「提出意思確認書(要綱様式第4号)」を提出すること。なお、「提出意思確認書(要綱様式第4号)」の提出がないときは、辞退した者とみなす。

ア 提出期限：令和4年2月8日(火)までとする。

持参の場合は市の休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、期限内に必着とする。

イ 受付場所：事務局

10. 提案書等の提出

(1) 提出書類

提案書を提出するとした者は、必ず、提出期限までに提案書(要綱様式第3号)と下記の添付書類を提出すること。なお、提出する副本10部には、提出業者名が特定できないよう、提出者である企業名等の名称を記載しないこと。

ア 提案書 正本1部 副本10部

添付書類については、任意様式、A4版用紙、左綴じとし、ページ番号を付けること。図表等についてはA3版用紙の折り込みを可とする。枚数制限は無いが、プレゼンテーションの時間内で説明可能な範囲とする。

① 人員配置

年間の人員配置については、荒尾市ホームページに掲載している学校給食献立表を参考に人員の配置を検討すること。また、別表8：献立表におけ

る人員配置図及び作業動線図を提出すること。

- ② 危機管理体制
- ③ 衛生管理体制
- ④ 従業員教育方針
- ⑤ 独自提案

イ 見積書（任意様式、消費税抜き、見積明細書含む）正本1部
次の事項を記載し、長形3号の封筒に密封して提出すること。

- ① 業務名
- ② 提出者の所在地、名称、代表者名
- ③ 見積書が封入されている旨（「見積書在中」など）

(2) 提出期限及び提案書等の提出方法

ア 提出期限：令和4年2月15日（火）午後5時まで

イ 受付場所：事務局

ウ 提出方法：持参又は郵送。持参の場合は、市の休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送の場合は、事務局まで期限内に必着とする。

11. 二次審査（提案書及びプレゼンテーション審査）

提案書の内容等について明瞭化のため、プレゼンテーションを実施する。なお、プレゼンテーション審査の際は、提案者が特定されないように細心の注意を払うこと。

(1) 日時、場所等

日時は令和4年2月下旬とし、正式な日時・場所、実施方法は改めて通知する。

(2) 参加人数

1 提案者当たりのプレゼンテーション参加人数は4名以内とする。

(3) プレゼンテーションに要する時間

プレゼンテーションの時間は20分以内とし、その後に約20分間の質疑回答を行う。

(4) プレゼンテーションに要する機材

荒尾市にてプロジェクター及びスクリーンを準備する。機材の仕様等については、プレゼンテーション参加者に対して通知する。

(5) 評価方法

表3の評価基準に基づき、提案書の内容、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に勘案し、技術提案の内容を評価委員会が評価する。評価点は、小数点第2位以下を切り捨て、第1位まで算出する。

なお、プレゼンテーションについては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、状況によってリモートプレゼンテーション等に変更する場合がある。

表3 二次審査の評価項目及び配点

評価項目	評価基準	配点
人員配置	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書9に示す各責任者の配置及び有資格・経験年数 ・食材の検収、調理、配缶、配送、回収、洗浄作業の人員配置体制及び作業動線 ・人員の雇用方針及び休暇等の代替職員の確保 	20点
危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・食中毒や異物混入時の対応 ・調理機器の故障時に対する対応 ・災害時等の献立変更に対する対応 ・配送回収時の事故発生の場合の対応 	15点
衛生管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・安全衛生管理体制について ・従事者の健康管理体制について 	15点
従業員教育方針	<ul style="list-style-type: none"> ・調理従事者に対する巡回指導及び研修計画 ・受託から給食開始までの研修計画 	10点
独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー食の対応 ・大規模災害時の協力（炊出しの手法、人員確保） ・地産地消（地元食材使用に対する対応） ・食育（施設見学時の対応） ・省エネ及び食品ロスに対する取り組み ・その他 	20点
二次審査 合計点		80点

12. 最優秀提案事業者の選定等

(1) 最優秀提案事業者の選定方法

会長は、下記の算定方式によって評価委員会の技術評価（一次審査と二次審査の合計100点）及び提案価格を基に、最優秀提案事業者を決定する。

なお、提案者の評価点数が同点となった場合は、技術評価が高い提案者を上位とし、技術評価も同点の場合は、会長が上位の提案者を決定する。

提案事業者が1者の場合であっても、参加資格を満たし、提案の技術評価点数が60点以上であれば最優秀提案事業者とする。ただし、全ての事業者が60点に満たない場合は、事業者の選定を全てやり直すものとする。

また、提案価格が実施要領に示す見積限度額を超えている提案者においては、失格とする。

【評価点数算定式】

$$\text{評価点数} = \frac{\text{技術評価合計} \times 70}{100} + \frac{\text{最も低い見積額} \times 30}{\text{参加者の見積額}}$$

※小数点以下第1位まで算出（小数点第2位以下は切り捨て）

(2) 審査結果等の通知

最優秀提案事業者にあつては、採用決定通知書（要綱様式第6号）により、その他の者にあつては不採用決定通知書（要綱様式第7号）により通知する。

13. 最優秀提案事業者決定後の手続

- (1) 最優秀提案事業者との間において契約協議を行う。
- (2) 契約締結における契約内容は、提案書等に基づくものとする。
- (3) 最優秀提案事業者との協議の結果、契約の締結に至らなかった場合には、次点の事業者と協議を行うこととする。

14. 結果の公表

荒尾市及び長洲町のホームページにおいて、以下の事項を公表する。最優秀提案事業者以外の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、可能な範囲で配慮する。

なお、電話による問い合わせには一切応じない。

(1) 契約締結後

- ア 最優秀提案事業者の所在地、商号（名称）及び代表者氏名
- イ 提案価格
- ウ 評価委員会における審査の概要
- エ その他必要な事項

15. その他

(1) 費用負担

本実施要領に基づく全ての手続に関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

(2) 使用言語等

本実施要領に基づく全ての意思疎通は書面によりものとし、用いる言語は日本語とする。また、提出書類、質疑、審査等における通貨は円、計量単位は計量法によるもの、時刻は日本標準時とする。

(3) 提示資料の取扱い

協議会から提示する資料等について、提案書作成にかかる検討以外の目的での使用は厳禁とする。

(4) 参加表明書及び提案書等の提出書類の取扱い

本実施要領に基づき提出された提出書類は、荒尾市においては荒尾市情報公開条例（平成13年荒尾市条例第17号）、長洲町においては長洲町情報公開条例（平成12年長洲町条例第19号）に基づく情報公開請求対象となる。

(5) 虚偽の取扱い

参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

(6) 著作権

参加事業者が提出した提案書等の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、協議会がプロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された提案書等の全部及び一部の複製などをできるものとする。

なお、提出した提案書等の返却は行わない。

16. 事務局（問い合わせ先及び書類提出先）

事務局	荒尾市・長洲町学校給食センター協議会（荒尾市教育委員会内）
所在地	〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地
電話番号	0968-63-1653
ファックス	0968-62-1218
電子メール	pre-kyusyok@city.arao.lg.jp